

經濟論叢

第八十九卷 第六號

會計学上の利子論の展開……………岡 部 利 良 1

二重經濟論批判序説……………池 上 惇 27

アメリカ自動車工業の生成過程……………岡 田 賢 一 45

書 評

ランズバーガー

『ホーソーン研究の再検討』……………田 杉 競 66

昭和三十七年六月

京 都 大 學 經 濟 學 會

会計学上の利子論の展開

—— 批判的研究 ——

岡 部 利 良

一 問題の所在

私は、かねてから、商品価値についてマルクスの規定した $W = c + v + m$ (商品価値 = 不變資本 + 可變資本 + 剰餘価値) なる定式を基礎として、利潤の費用化ということを問題とし、主張してきた。本稿は、直接このことに関連し、あるいはむしろ、この利潤の費用化ということを出発点とするものであるともいうことができる。そこで、以下まずこの点を中心として、本稿でとり扱う問題の所在について、あらかじめ一応明らかにしておきたいと思う。

一 元來、マルクスの規定した右の定式 $W = c + v + m$ によれば、資本家 (企業 = 資本家的企業) が商品の生産のためにみずから要費するものは、商品価値のうちにおける、彼ら自身の支出した部分を意味する $v + m$ 部分 (投下資本に即していえば、不變資本および可變資本の生産的消費部分) のみである。あるいはこれを生産要素の側からみると、 $G - W = \left(\begin{array}{l} P_a \\ P_b \\ P_c \end{array} \right) \dots \dots W - G$ なる資本の運動過程が示しているところから知られるように、生産手段 (P_a) によ

る費用と労働力 (A) に要する賃金たる費用のみである。しかも商品の再生産過程ないし企業の経営上、彼ら自身が、みずからの負担において、費用 (投下資本の消費) として要費するものは、かかる $c + v$ 部分 (あるいは生産手段 (P_m) による費用と労働力 (A) に要する賃金なる費用) 以外には存在しない。このことは、前掲の $C - W \begin{matrix} P_m \\ A \end{matrix} \dots P \dots W$ なる過程に即してみるかぎり、当然のこととして考えられるはずである。またかかる事実からして、彼ら資本家自身が要費する費用とは本来いかなるものであるかが知られるはずであるが、それが、本来からいえば、前述のような $c + v$ すなわち $c \cdot v$ のみであるということは、ここにまず確認しておかなければならぬとくに緊要な点である。ちなみに、以下本稿で本来の意味における (あるいは本来の) 費用というのは、資本家自身の要費するものとしての、かかる $c \cdot v$ を意味する。

しかるに、マルクス主義経済学の場合を別とすれば、だいたいのにおいて経済学上でもそうであるが、ことに会計学上では、通常このような $c \cdot v$ 以外の種々のものが、あたかも当然のように費用として考えられている。いまとくにこの後者の場合を中心としてみると、たとえば、利子 (ことに他人資本利子)、地代 (借地の場合のもの、以下同じ)、保険料 (企業財産保険にたいするもの、同上)、無形資産 \parallel 権利 (いわゆる関係財) の償却費、純粋流通費 (もっぱら商品の価値実現のために充用される純商業上の費用)、租税 (ただしその一部、以下同じ)、あるいはさらに交際費 (遊興飲食費、機密費、その他)、寄付金、等々のごとき、こうしたものの主要な例としてあげられるものであるといつてよい。しかし、右にのべたところからすれば、これらのものはけつして本来の意味における費用をなすものではない。そして、それはいずれも、これらのものが支弁される財源に着目してみるならば明らかのように、——それによって元本 (投下資本) が食ひ込まれ、減少せしめられるような特別の場合を別とすると——じつは元米、(各当期にえられる)

利潤を充当することにより処理されるものとして理解すべきものといわなければならぬ。もともと、これらのものについては、少なくとも元本がそのまま維持されていて、それが支弁され企業外に流出せしめられた結果欠如せしめられるに至らない、通常の企業経営の場合を前提してみるかぎり（また以下本稿では、このような通常の企業経営の場合を前提する）、いずれも右にいうように（各当期にえられる）利潤によるものとみるほかないはずである。また、事実このように解するのでなければ、これらのものが支弁・処理される財源については、説明に窮することとならざるをえないであろう。（もともと、これらの利子等々のものを前述のように理解するには、それがいずれも、原価計算上原価とされることによって、現存する棚卸資産にはふくめられていないことをさらに前提しなければならぬ。またこれらのものは、本来からいうと、じつはこのように処理すべきはずのものである。）

（注）この元本（投下資本）というのは、会計学上の概念によれば、財産（資産）としてとらえられるべきものである。またここでいうそれは、期間的にみたもので、各当期についていえば、それぞれ前期から繰越されたもの（すなわち期首の財産の全体）を意味しており、したがってそれには、各当期にえられた利益によるものはふくまれない。もちろん、この場合、財産としてのかかる元本自体に期間中に生ずる増減は、それぞれ加減して考えられなければならない。ただし、元本なる概念は、ものごとの個所（第四節）ではいま一つ——自己資本としての元本という——別の意味にも用いられている。

右にみるどころから知られるように、前述の利子以下のものは、その本来の性格からみると、一般には、元来利潤から支弁・処理されるものとして理解すべきものであって、けっして本来の費用としての意味をもつものではない。しかるに、普通には、こうしたことがらの内実はほとんどかえりみられることなく、それはいずれも、いわば單純に費用とされているのである。（あえてうんぬんするまでもなく、元来利潤と費用とは全く異なる範疇であるのに、学問上においても実際においても、現にかかるといふ事実がみられるのである。）そして私のいう利潤の費用化というのは、じつはこ

のような、本来は利潤であるものが費用とされている事実をさすものにはかならない。また私の場合、本来は利潤であるものがこのように費用とされている部分はこれを利潤の費用化部分と規定してきたが、前述の利子以下のものは、かかる利潤の費用化部分の主要な例としてあげられるものに該当するものといつてよい。

二 ところで、会計学上で問題となるのは、右にいう利潤の費用化部分なるものは、——社会経済的にあるいは社会全体としてみた場合のものとは異なる（この点後述参照）——個別経済としての個々の企業の利潤、すなわち会計学上といういわゆる企業利益を問題とする場合、いかにみるべきものかということである。またこのことは、いいかえれば、それはかかる企業利益（より一般的にいえば企業の損益）の計算を目的としている（*貸借—勘定—簿記*）と意味するものにはかならないといつてよい。あるいはさらにより具体的にいえば、右の点に関する問題は、前述の利潤の費用化部分は、本来利潤を意味するものであることからいって、かかる企業の損益計算においても、やはり利潤—企業利益に属するものとみるべきであるか、それともそれは、この種の計算のもとでは、他の考え方のもとに理解すべきであるかという、こうした形で提起されるものであるということができる。むしろここでは、このような点こそ、さらにたち入ってみるべき重要な問題として与えられているものといわなければならぬであろう。

ただいづれにしても、かかる利潤の費用化部分をどのようにみるべきものとするかによって、当の損益計算上における費用の範囲は当然異なり、ひいてはその結果、利益（企業利益）としてとらえられるものの大きさも当然異ならざるをえない。そして、われわれの場合、いまここでとくに問題となるのは、じつはこのような点にほかなら

い。

ところで、私は、いま右にのべたような会計学上の問題を念頭においてみた場合、前述の利潤の費用化部分は、これを二分して、その一部、たとえば利子（ことに他人資本利子）、地代、無形資産の償却費、純粋流通費等は収益からの控除分、費用とし、他の一部、たとえば保険料、租税、交際費、寄付金等はやはり利潤、企業利益——したがって、これに属するもので支出されたもの（あるいは支出されるべく会計上処理されたもの）は利益処分——としてみるべきものとしてきた（私見による利潤の費用化部分二分説）。そして、これがまず、これら一連の利潤の費用化部分に関する私の主張の要点をなすものといつてよい¹⁾。

三 本稿でとり扱う利子は、上述のような利潤の費用化部分のとりわけ重要な一環をなすものである。元來、利子をいかにかみるべきかは、従來会計学上でもとりわけ多く論議されていながらも、今日でもなおけつして解決されているとはいえない。むしろ、そこには、依然として多分に問題が残されているとさえいわなければならぬであろう。本稿は、かかる会計学上の利子の問題を、前述のような考え方のもとにとくに損益計算論上の問題としてとらえ、そしてそれに関する私見を——以下にみるように、他の諸説を吟味しながら——さらに多少とも具体的に明らかにしようとするものである。^(注)

(注) 従來会計学上利子の問題としてとり扱われてきたのは、主として原価計算論上の問題、すなわち利子の原価性、いかにめぐる問題としてである。損益計算論上の利子の問題は、その重要さにもかかわらず、従来けつしてそれほど論議されてはいえない。本稿で当の利子を損益計算論上の問題としてとりあげるのは、じつは一つにはかかる事情によるものである。しかしいづれにしても、本稿では、それをこのように損益計算論上の問題としてとりあげている関係から、原価計算論上の利子の問題にはふれない。

ただここで、利子の原価性いかにについての私見の結論だけをすべておこならば、私は、この点に關しては——利子一般について——否定論をもってとるべきものとせざるをえない。このようにいう根拠については、以下にのべるところから知られるはずである。

(1) 以上において問題とした、利潤の費用化ないし利潤の費用化部分に關する考え方についての私見のより詳細なことは、拙稿、会計学の理論的性格(二)、会計、昭和二十七年一、二月、剰余価値率・利潤率・利益率、経済論叢、昭和二十八年一二月、企業利益計算の課題、経済評論、昭和三十三年一〇月、等についてみられたい。なお、この最後のものは、とくに前述の二分説の主張についてのべたものである。

二 他人資本利子費用説と利子利潤説

一 さて、会計学上利子は、通常大別して、他人資本利子(支払利子)と自己資本利子(計算利子)にわかたれている。しかし、私見によれば、このうち利潤の費用化部分としてとくにたち入ってみる必要のあるのは、前者の他人資本利子である(前述の二分説参照)。利潤の費用化部分という点からいえば、自己資本利子もけつして問題とならないのではなく、むしろこれも、一部の論者たちによる主張(ことに他人資本利子のみならず自己資本利子をも)〔したがって総資本利子をもって〕費用とみるべきであるとするもの〕からみると、重要な論議の対象とすべきものであるが、この自己資本利子については、べつにのちの箇所(第四節)においてみるであらう。

右の他人資本利子についてはいえば、もっぱらこれのみをもって損益計上費用をなすものとすること(損益計上に於ける自己資本利子の利潤性・利益性の肯定・費用性の否定、他人資本利子のみに於ける費用性の主張)は、周知のように、会計学上ではひろく一般に説かれているところである。すなわち、損益計算上の問題としてみた場合、利子についてはこのような見解——以下他人資本利子費用説とよぶ——こそ会計学上の通説とされているものであるといつて

よい。また、すでにふれたところからみるように、会計学上の利子に関する見解としては、私見も結論的にはかかる他人資本利子費用説に加担するものである。しかし、会計学上においても、他方には少数説ではあるが、自己資本利子はもちろん、他人資本利子も費用ではなく利潤ことに企業利益の一部をなすものとし、したがってこの両者とも（損益計算上においても）当然このようにとり扱うべきであるとする主張もかつてよりしばしばみられるところである¹⁾。またこの種の見解は、このような主旨からいって、利子利潤説（利子利益説）とよぶことができるであろう²⁾。

(注) かかる利子利潤説をとる、比較的最近における代表的なものとしては、たとえばアメリカ会計学会(A.A.A.)の見解(ここにその「会計原則」一九五七年改訂版におけるもの)をあげることができるであろう。ただそこでは、こうした利子利潤説をとりながらも、それは単に結論的に主張されているにとどまり、その論拠までは明らかにされていない。しかし、この場合にも論拠としては、つぎにのべるペイトン、リトルトンの場合におけると同様のことが考えられているとみてよいのではないかと思われる。ただいずれにしても、彼らペイトン、リトルトンは、これもまた利子利潤説をとる代表的な論者に属する者であるが、彼らがこのような見解をとるにあたっては、当の利子を単に利潤とみるばかりでなく、むしろ、彼らによるつぎのような考え方をとくに重要な論拠としているので、ここでこの点について、多少ともふれておかなければならない。

もっとも、この場合彼らが問題としているのは、——自己資本利子はすでに自明のものとし(少なくともこう思われる)——とくに他人資本利子についてであるが、彼らは、これを損益計算上費用とみるか利益とみるかは、まず、企業に関する見方としてどのような「基本的な観点」をとるかに依存するとし、そしてこのような考え方のもとに、当の他人資本利子は、「厳密に所有者的な観点」(strictly proprietary standpoint)からみるならば、費用(費用としての支出)とみなされるが、他方「経済的実体(economic entity)ならびに経営管理活動の中心としての企業の観点」からみるときは、費用ではなく利益の分配を意味するものとしている。ただ彼らの場合においても、右の他人資本利子について論じている際には、それが費用たるか利益たるかは、こうした観点の相違によって異なるものとしながらも、彼ら自身としては、このいずれによるものをとるの

か、必ずしも断定的には明言していない³⁾。しかし、彼らは、企業についてみる場合の——それゆえまた会計上問題となる——観点としては、右の後者のごときものをとるべきことを強調している⁴⁾ので、このことからみると、彼らの場合、他人資本利子は、当然この後者のような観点のもとに利益と考えられているものとみてなんら誤りないであろう。また、このように解することは、彼らの考え方からみるかぎり、むしろ当然のこととして帰結されることであるといつてよいだろう。ことにペイトン自身の場合についていえば、彼は利子に関して、すでに初期の時代より、基本的に前述のような考え方をとっており、そして以来、現在に至っているといつてよい。

二 しかし、会計学上の問題としてみた場合、利子を——他人資本利子までふくめ——すべて個々の企業の利潤＝企業利益としてとらえる前述のような利子利潤説は、はたしてそのままとりうるものであるか。ここにまず、この点について一応簡単にでもふれておかなければならない。

すでに述べたところから知られるように、およそ（資本にたいするものであるかぎり）利子は一般に、それゆえまた自己資本利子たると他人資本利子たるを問わず、いずれも本来からいへば利潤の一部をなすものである。これらのいずれの利子であろうと、利潤（剰余価値）を基礎とし前提することなくしては、元来考えがたいものであることは争われないうところである。そしてこのことは、ここでもまず明らかにしておかなければならない。またかかる事実からすれば、論者たちのいう前述の利子利潤説は、一見なるほど根拠のあるもののように考えられる。

しかし、この利子利潤説についてここでさらに考えられなければならないのは、当而の問題との関係から、さしあたり利潤を対象としてみると、いまここでわれわれの場合——したがって会計学上——問題となるそれは、本来そこでとり扱うべきものとして、個別経済としての個々の企業における利潤、すなわち企業利益なるものであるということである。そしてそれは、さらに言葉をかえていえば、一定の剰余として、かかる個々の企業に帰属す

るものとして考えられるものにはかならない(ただし、この点については、なお後述参照)。ところで、それはまた、このように個々の企業に帰属するものであることから、ひとしく利潤(利益)としてとらえられるものであつても、社会経済的でないし社会全体としてみた場合のもの(そしてこれはここでは、Wicksellianなる関係におけるm部分に該当するものを意味する)とは、概念上あきらかに異なるところがあるものとみるべきものであり、あるいはより具体的にいえば、このような社会経済的にみた場合のものに比し、さらに限定された意味をもつものとして理解すべきものといわなければならない。またこのことから、かかる個々の企業の利潤=企業利益なるものを問題とする場合には、当の他人資本利子の理解の仕方についても、——社会経済的には、あるいは本来からいえば、これもあきらかに利潤の一部をなすものであるとはいへ、他方の自己資本利子の場合とは異なり——さらに、以下にみるごとき、上述のようなことがらを考慮した考え方が当然とり入れられなければならないはずである。そしてこのことはまた、反面からいえば、会計学上という個別経済的なものとしての(『経済—學』田中『経済學の基礎』なる関係における)費用(費用概念)の問題に当然関連する。しかるに、総じていえば、前述の利子利潤説は、これらのことをなんらかえりみることなく、ひいてその結果、利潤あるいはそれに関連する費用として社会経済的に考えられるべきものと個別経済的に考えられるべきものとの区別を忘れている点において、少なくとも会計学上の見解としては、あきらかにとりえないものといわなければならないであらう。

なお、前述のペトイン、リトルトン(ならびに彼らと同様の考え方をとっているとみられるアメリカ会計学会)の見解についていえば、たとえ彼らのいうように、企業の見方、それゆえまた会計上問題となる立場として、「経済的実体ならびに経営管理活動の中心としての企業の視点」をとるとしても、このことから、それほど当然のこととして、他

人資本利子を利益としてみなければならぬということにはならぬ。このような観点のもとにおいても、必要とあれば、いったん費用として処理したそれを、再び「利益」として繰りもどしてみれば足るはずである。そしてまたこのようにみるならば、前述のような彼らの主張は、別にそれにかかわることなく、かかる会計上の技術的な処理の仕方によって容易に達せられるものであるといつてよいであらう。

三 しかし、他人資本利子のみを損益計算上費用とすべきものとしている通説（他人資本利子費用説）についても、問題はなおけつして十分明らかにされているとはいえない。ことに、この場合われわれにとつて問題となるのは、こうした通説が主張されるについて説かれている論拠であるが、じつはこの点については、一般にはいうに足るほどならたち入つてみられていない。そしてこの場合論者たちは、他人資本利子はあたかも自明のように費用をなすものとしているのが、むしろ普通でさえあるといつてよい。もっともこの場合においても、他人資本利子をこのように費用とする論拠はけつして全然不問に付されているわけではない。現に一部の論者たちのあいだにおいては、この点についてもあきらかに問題とされている。ただこの場合、かかる論拠としてこれらの論者たちが通常主張しているのは、要するに他人資本利子は自己資本利子と異なり、貨幣支出を要するものであるということ、すなわち、このようないわば他人資本利子の支出性^①ということであるといつてよい。しかしいづれにしてもこの点は、（論議されているかぎりでは）他人資本利子費用説のとりわけ主要な論拠とされているものであり、したがつてわれわれとしては、ここでとくにとりあげてみておく必要のあるものとしなければならぬであらう。しかし、それでは、かかる他人資本利子の支出性をもって、はたしてその費用性を主張する論拠となしうるのであるかといえは、私には、けつしてこのようには考えられない。

ことに、この場合論者たちは、自己資本利子はあたかも全然支出されないもののようにみているが、この点まず、すでに事実と反するものといわなければならぬであろう。なるほど自己資本利子は、このような名称のもとに、あるいはまたいわばそれ自体としては支出されない。しかし、いまとくに株式会社の場合についてみるならば、かかる自己資本利子にしても、その一部ないし全部は、配当にふくまれ、あるいはそれに該当するものとして支払われているのが普通である。したがって、自己資本利子にしても、ことに株式会社の場合には、じつは一般にはこのように配当の形で支出されているものと考えられなければならない。また他の共同企業の場合についても、同様のことが当然さらに類推的に考えられるはずである。ただ、配当（ないしこれと類似的利益分配的な性質のもの）は、利子と異なり、利益の多寡によるものであるとはいえず、しかし株式会社（ないしその他共同企業）であるかぎり、それは一般に支払われることを原則とするものである。（個人企業の場合においても、企業そのものを一つの経済単位とみるにからすれば、やはり同様のことがいわれる。）

それゆえまた、かかる事実からみるならば、もっぱら他人資本利子のみについて、その支出性を論拠として費用性を主張することの誤りであることは、一見して容易に知られるはずである。あるいはさらに、ことに支出性という点からいえば、配当などが現実に支出された場合、この事実を論者たちはどのようにみるのであろうか。このことも、彼らの場合には当然さらに問題とならざるをえないであろう。

- (f) Dickinson, A. L., *Accounting Practice and Procedure*, 1914, pp. 200-202, Ditto, *The Fallacy of Including Interest and Rent as Part of Manufacturing Cost*, J. o. A. Dec. 1911, p. 588-593, Atkins, P. M., *Textbook of Industrial Cost Accounting*, 1924, pp. 235-244, Costenholz, W. B., *Is Interest on Invested Capital a Cost?*, J. o. A., Apr. 1918, pp. 248-254, AAA, Paton, W. A., Littleton, A. C., *Cost Accounting*, 1920, W. B. Sche, W., *Der Kapitalzins als Gewinnfaktor*.

1939, S. 7ff., Schiff, E., Die Wertminderungen an Betriebsanlagen in wirtschaftlicher rechtlicher und rechnerischer Beziehung, 1909, SS. 31-32, Klinger, K., Die Verzinsung des Eigenkapitals in der Selbstkostenrechnung unter Berücksichtigung ihrer Bedeutung für die kalkulatorische Fabrikbuchhaltung, Z. f. B., 4. Jahrg. 1927, SS. 701-702

(ただし、利率を利潤とみる彼の見解は必ずしも一貫しているとはいえない)。なお、吉田良三、間接費の研究、昭和十一年第二篇第五頁、久保田晋一郎、間接費会計論、昭和十七年、第三編、とくに第九頁、坂本藤良、近代経営と原価理論、昭和二十二年、第二篇、併参照。

- (2) AAA, Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements, 1957 Revision (in AAA, Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements and Preceding Statements and Supplements, 1957), p. 5.
- (3) Paton, W. A. and Littleton, A. C., An Introduction to Corporate Accounting Standards, 1940, pp. 43-44.
- (4) Paton, W. A. and Littleton, A. C., *ibid.*, pp. 8-9.
- (5) cf. Paton, W. A. and Stevenson, R. A., Principles of Accounting, 1918, pp. 198-200, p. 613, Paton, W. A., Advanced Accounting, 1941, pp. 472-473, Paton, W. A. and Paton, W. A. Jr., Corporation Accounts and Statements, 1955, pp. 274-276.
- (6) Armstrong, G. S., Essentials of Industrial Costing, 1921, pp. 179-184, Jordan, J. P. and Harris G. L., Cost Accounting, 1921, pp. 430-431, Lawrence, W. B., Cost Accounting, rev. ed. 1937, p. 417, p. 422, Licitner, F., Die Selbstkostenberechnung industrieller Betriebe, 9. Aufl. 1930, SS. 62-65, Kosiol, E., Aufwand (In Nicklisch, H., Handwörterbuch der Betriebswirtschaft, 3. Aufl. 1957), S. 281, Jung, L., Der Kapitalzins in der industriellen Selbstkostenrechnung, 1926 (ただし、Klinger, a. a. O. S. 694 にも見)。吉田良三、前掲書、八九頁、九六頁。なお、cf. Gause, E. C., Relation between Interest and Manufacturing Costs, J. O. A., March 1918. pp. 187-190, Wche, W., a. a. O. SS. 67-68, Mellerowicz, K., Kosten und Kostenrechnung, I, 2. Aufl. 1951, SS. 61-62, Schuettler, A., Zins (ohne Zinstheorien) (In Nicklisch, II., a. a. O.), SS. 6583-6585, 坂本藤良、前掲書、第三編第三頁、久保田晋一郎、前掲書、

三 他人資本利子費用説の論拠

一 それでは、他人資本利子の費用性はいかにして説明されるのであろうか。私見によれば、それはおよそつぎのような理解の仕方のもとに考えられるべきものであり、しかもかかる理解の仕方においては考えがたいものであるといわなければならぬ。

周知のように、今日の資本主義経済のもとでは、資本の基本的な種別をなすものとして、産業資本を中心とし、商業資本、さらに他方には貸付資本というごとく、これらの諸資本がそれぞれ分化して存在する。またここでとくに考慮すべきものとして、このほかなお土地（ことに借地）が存在する。そして、このような事実からして、本来産業資本のもとで創出される剰余価値・利潤は、けっして単にかかるとはなりえない。それが、前述の産業資本、商業資本、貸付資本ならびに土地にたいし、それぞれ産業利潤、商業利潤、利子、地代として分化し、いわゆる利潤（剰余価値）の分岐形態のもとに帰属せしめられるものであることはすでに人々の知るところである。またこの場合、利子は貸付資本の貸借、地代は土地の所有・その不等の豊度（ならびに位置）——ことに借地の場合にはさらにその貸借——というかかると特定の経済的な関係によるもので、すなわちこれらのことから必然的に生ぜしめられるものにはかならない。^(注)

(注) このようにして、産業資本、商業資本、貸付資本、土地に帰属せしめられる利潤、すなわち産業利潤、商業利潤、利子、地代は、社会的に全体として生産された剰余価値・利潤の総額が、まずかかる産業資本などの各取得主体（帰属主体）に帰属せしめられるものであるという意味において、われわれはこれを第一次的帰属利潤とよぶことができるであろう。またこれは、

利潤としての所得についていえば、そのいわゆる第一次的分配によるものに該当するものとみることができよう。

この場合、これらの産業利潤、商業利潤などをこのように第一次的帰属利潤というのは、これらのものはそれぞれさらに租税、配当、その他種々の形態のもとに分配ないし処分されるものであるからである。しかし、この場合にみられるこのような措置は、前述の各取得主体にいったん帰属した利潤（第一次的帰属利潤）について行なわれるにすぎないことであり、しかもこのことは、ここにとくに明確にしておく必要があるであらう。またこのようにみられるかぎり、ひとしく企業の負担に属するものであるということから、しばしば前述の利子、地代（とくに併地の場合のもの）などと同視され、費用（企業の費用）とみなされている、いま右にふれた租税のごときものは、これらの利子、地代とは当然区別してみるべきものと考えられなければならない。なお、配当については、のちにみるごとくである。

二 ところで、いま右に貸付資本とよんでいるのは、私の場合、個々の企業における（会計学上という）資本についていえば、借入資本すなわち通常いわゆる他人資本（負債）としてとらえられているものを意味している。（個々の企業についてみた場合、もともと貸付資本なるものは、このように理解すべきはすものである。なお、この点については、後述の自己資本の理解の仕方についての個所参照。）したがって他人資本利子というのは、じつはかかる貸付資本としての他人資本にたいし、一定期間譲渡された（剰余価値・利潤を生むものとしての）その使用価値を利用することによつて代価・報酬として支払われるものとしてみるべきものである。またその支払は、本来前述のような関係のもとに行なわれるものにはかならない。

そこで、いまこのような事実を基礎とし、かつ企業に関することとしては、ここでは他の点はすべてしばらくおき、直接当面の問題にかかわる自己資本、他人資本という資本の種別のみを念頭においてみるならば、他人資本の借主たる企業にとっては、剰余価値・利潤の取得者（取得主体）としては、あらかじめこの種の企業（借主）と他人資本の所有者・提供者（貸主）という二つの別個のものが前提されているとみななければならぬ。しかも、ここで

われわれにとって問題となるとくに重要なことは、じつはこのような剰余価値・利潤の取得者に関する事実である。そしてこのことは、さらに言葉をかえていえば、元來他人資本を使用している企業の場合には、当初彼らが創出しあるいは取得した剰余価値・利潤であつても、少なくとも他人資本利子に該当する一部のものは、すでに当初から彼らに帰属するものとはなりえないことを意味するものであるといわなければならぬ。

また、このようにみるべきであるとすれば、個別経済としての企業の取得する利潤（利益）すなわち企業利益として、少なくとも他人資本利子を除いたものが考えられなければならないはずである。そしてこのことは、これを（企業の）損益計算上の問題という点からみると、この種の利子は当然収益からの控除項目とすべきであることを意味するものにはかならない。またこのことからすれば、他人資本利子は損益計算上費用と同様の性質をもつものとみなければならぬし、ひいてそれをこのようにとり扱うべきものとすることは、当然承認されるべきこととしなければならぬであらう。

三 さきの問題とした *Equation* なる定式を基礎としてみた場合、他人資本は前述のようにみるべきであるとするこゝと関連してここでさらにふれておく必要があるのは、このような（貸付資本にたいする）他人資本利子についての考え方と（商業資本にたいする）商業利潤についてのそれとの関係である。

すでに知られるように、この両者とも、元來産業資本のもとに創出される剰余価値・利潤の一部——しかも、貸付資本、商業資本という資本にたいする、その各一分岐形態——にほかならない。したがつてこのような意味においては、このいずれも本来本質的にはなんら異なるものではない。ただそれが商業利潤の場合には価値として未実現のまま（この場合この未実現のままのものの実現は当然商業資本によって行なわれる）、また他人資本利子の場合にはそ

れが（貨幣形態をもって）実現されたものとして、それぞれ取得（移転）されるにすぎない。

それゆえまた、かかる事実からすれば、いま産業資本によって営まれる企業 \parallel 生産的企業についてみた場合、かりにそれから支払われる他人資本利子をこの種の企業の利潤（産業利潤）とすべきものとすれば、じつは商業利潤についても同様のことがいわれなければならないであろう。しかし、商業利潤をこのように生産的企業の利潤とすべきであるとはおそらく何人も主張しないであろう。またそうであるとすれば、他人資本利子についても、これを生産的企業の利潤とすることからは当然除かなければならないはずである。生産的企業の利潤として商業利潤は除きながら、他人資本利子はこのようににしないならば、これはあきらかに論理の一貫性を欠くものといわなければならぬ。そして他人資本利子については、さらにこれらのことからみるならば、これを当該生産的企業の利潤 \parallel 企業利益とすることからは除き、すなわち（損益計算上）収益からの控除項目とすべきであるとするこのなんら不当でないことが、おそらくより明瞭に理解されるはずである。（ただ他人資本利子の場合、商業利潤の場合と異なり、これをこのように損益計算上収益からの控除項目とすべきであるとするのは、それが実現された価値としてとり扱われることによるものである。）しかも、上述したところから推して知られるように、このような他人資本利子についての考え方は、単に生産的企業の場合のみでなく、他の企業の場合においても同様に妥当するものといわなければならぬ。

四　そして私の場合、他人資本利子をもって本来は剰余価値・利潤の一部をなすものとしながらも、これを（個別経済としての企業の）損益計算上では費用とみるべきであるとするのは、およそ以上のような論拠によるものである。ただこの場合、他人資本利子についていう費用というのは、原価（原価計算上の原価ことに製造原価・生産費）としてのものでなく、一種の営業外費用としてみるべきものであるといわなければならぬ。他人資本利子は、上

来みたところから明らかなように、もともとその性質上、生産にはもちろん、流通ならびに企業の一般的な管理という面においても、べつになんら要費されるものではないからである。(注1)(注2)

(注1) マルクス主義経済学による会計学者たちの場合においても、私の知るところからみると、他人資本利子については、少なくとも会計学上ではこれを利潤ことに企業利益に属するものとはしないで、むしろ費用(収益からの控除項目)をなすものとしている。たとえば木村和郎教授、馬場克三教授はそれぞれづきのようにのべている(つぎの単に利子といわれているのは、いづれも他人資本利子をさすものとみてしかるべきはずのものである)。「……利子が利潤の一部分け前であるからといって利子の生産費への算入を否定するというのではない。」(木村教授)。「……利子は結局、平均利潤のなから支払われるものだとする認識の正当さ」は「必ずしも利子を損費に計上することを妨げない……」(馬場教授)。

しかしそれにしても、両氏の場合、なぜこのようにいわれるのであるか。ここでは、このことを重要な点であるが、じつは両氏いづれの場合においても、単に右のよういわれているだけで、こうした肝じんの点については残念ながらふれられていない。ことに木村教授の場合には、利子を「利潤前払項目」と規定しながら、これを——たとえ費用とするにしても——生産費とすることまで認めていることは、あきらかに問題のあるところであるといわなければならないであろう。

根筒重男教授も、マルクス主義経済学の立場のもとに利子は経済学的には利潤であるとしながらも、とくに他人資本利子については、会計学上では費用とみるべきであるとする者であるが、この場合教授は、こうした他人資本利子についての見解をとる論拠を、今日の会計は計算制度的にみるかぎり、「自己資本に帰属する利潤の計算手段」であるという点に求めている。(3) (今日の会計ことに損益計算をかかる意味をもつものとして特徴づけることは、他の論者たちの場合においても、現にしばしばみられるところである。)

しかし、もともと今日の会計をこのようにみることは、今日会計として行なわれている事実を——しかも正確にいえば、必ずしもそのままの形においてはではないというような関係のもとに——単に事実としてとらえているにすぎないといつてよい。かかる事実の根拠こそ、じつはさらに問われなければならないはずである。このような意味において、私は、根筒教授の場合においても、他人資本利子を費用とする肝じんの論拠に関して、なお多分に問題が残されているものと考えざるをえない。

そして、少なくとも利子についてみるかぎり、右にいうような「自己資本に帰属する利潤の計算手段」ということを論擬とするにしても、この点については、私自身以上において問題としてきた、資本の分化、それにもとづく剰余価値・利潤の分岐という経済的事実が、当然なおさかのぼって考えられなければならないはずである。

(注2) 山下勝治教授は、今日会計上、配当は利潤の分配として、また他人資本利子は費用としてとり扱われている事実について、これは「配当と利子との間に本質的な相違があることにともづくものではなく、資本の所有者と機能者が分離しているという経済秩序から招来しているものに過ぎない。」⁴⁾とされているが、ここにこのように資本の「所有者」と「機能者」の分離をもち出すことは、私にはむしろ奇異なようにしか思われぬ。元来、資本の「機能者」にたいする「所有者」という点からいえば、自己資本の所有者、他人資本の所有者いずれも同様であり、したがって、このことからすれば、じつは配当も他人資本利子も同様にとり扱われなければならないはずである。しかるに山下教授は、本来このように理解すべきはずの資本の「機能者」と「所有者」の分離という事実を、かえっていわばこの逆のことを説明する根拠としているのである。こうした意味において、右にのべた山下教授のような考え方は、単に理解しがたいというばかりでなく、むしろあきらかにナンセンスとさえいわざるをえないであろう。

- (1) 木村和三郎、期間損益計算における利潤前払項目、企業会計、昭和二八年二月、六頁。
- (2) 馬場克三、減価償却論(改訂増補版)、昭和三一年、五九頁。
- (3) 根節重男、保守主義会計の発現形態、昭和三六年、補論・利子会計論の再吟味、二五四頁以下(ちなみに、この補論は、利子をとくに損益計算論上の問題としてとり扱ったものである)。
- (4) 山下勝治、会計学一般理論、昭和三四年、六三頁。

四 総資本利子費用説・配当費用説の批判論

私は、以上(第二節、第三節)においては、個別経済としての企業の問題—会計学上の問題としてみた場合、他人資本利子と自己資本利子は—本来社会的にはいずれも剰余価値・利潤の一部をなすものであるにもかかわらず—

一むしろ異なるものとし、そしてもつばら他人資本利子についてのみその費用性を認め、主張してきた。それでは、自己資本利子はどのようにみるべきものであろうか。

一 この点については、あらかじめ論者たちの見解になお多少ともふれておかなければならない。私はさきに、会計学上の利子に関する見解についてみた際、(論拠は異なるけれども、結論的には私もとるべきものとする) 上述の他人資本利子費用説に対立するものとして、他人資本利子、自己資本利子のいずれも利潤ことに企業利益をなすものとしてとらえる見解(利子利潤説・利子利益説)についてのべた。ところが他方ではまた、一部の論者たちによれば、ちやうどこれと逆の見解、すなわちこれらのいずれの利子をも(それゆえ総資本利子を)費用とみるべきであるとする見解も強く主張されている¹⁾。またこの種の見解は、このような主旨からいって、総資本利子費用説とよぶことができるであらう。(ちなみに、この総資本利子費用説の少なくとも主要な一部を占めるものは、いわゆる経営資本としての総資本の利子を原価計算上原価とするとともに、この種の原価はこれを同時に損益計算上の費用ともするものであり、したがってそれは、原価計算論上からみるとかかる意味における総資本利子原価説とよぶべきものにほぼ該当するものといつてよいだろう。)

右の総資本利子費用説は、みられるように、他人資本利子と自己資本利子を区別することなく、企業に投下された資本にたいする利子はすべて費用とするものである。それゆえ、このような点において、それは、前述の利子利潤説、他人資本利子費用説とばかりでなく、会計学上いま一つの有力なものとして主張されている、他人資本利子はもちろん自己資本利子をも原価計算上原価としながらも、損益計算上では、自己資本利子の費用性は否定し、他人資本利子のみをもつて費用とする見解²⁾(これも単にこうした結論的なことだけからいえば、一種の他人資本利子費用説といえるが、

これは、自己資本利子を原価としている点において、右にいう、以上において問題としてきた他人資本利子費用説とは異なるものである(とも相対立するものとみることができ。さらに、一連の論者たちによれば、他人資本利子は当然費用とする前提のもとに、自己資本利子に關連して問題となる配当(ことにその一部ないし全部としてふくまれる、自己資本利子とみなされる部分)についても、これを利潤の分配としてでなく、費用とみるべきであるとされている。またかかる意味において、この種の見解は配当費用説と名づけられるものといつてよいだろう。(ことにこの種の見解は、わが國の場合、近來、部では強く主張されているところである。)⁴⁾さらにいまま少し進んでいえば、右にいう総資本利子費用説ないし配当費用説では、このような主張をなすべく重要な根拠ないし前提とされているものとみられるものとして、当の利子ないし配当は、しばしば——資本の用役にたいする対価あるいは資本利用のための費用として考えられるところの——いわゆる資本費(資本コスト cost of capital, Kapitalkosten)をなすものであるということが問題とされているが、このことは、このように明示的に説かれていない場合においても、これらの両説においては、当然すでに、その根本的な主旨とするところにふくめられて考えられているものとみてよいだろう。しかもこの点は、これらの両説の場合には、それを特徴づける基本的な点とみられるものにほかならないといつてよい。——しかし、それにしても、かかる総資本利子費用説ないし配当費用説なるものは、これまたいつたいどれほどとるに足るものといえるのであろうか。ただし、この場合、前者の総資本利子費用説について問題となるのは、上述したところから明らかなように自己資本利子であり、したがって、この総資本利子費用説に關しては、以下、もっぱらかかる自己資本利子を対象としてみるであらう。

二 私は、さきにも述べたところでは、貸付資本とは、企業におけるものについてみた場合、他人資本を意味する

ものとした。したがってそれは、借主たる企業の側からいえば借入資本にほかならない。さらに私が他人資本利子をもって（会計学上では）費用とみるべきであるとしてきたのは、元来それは他人資本（貸付資本・借入資本）の貸借という特定の経済的な関係からして、すでに当初より借主たる企業には帰属するものとなりえないものであるという、かかる事実からであつた。

ところで、私の場合、貸付資本なるものを右にいうごときものとして解していることは、じつは反面からいうと、企業における（あるいは会計学上という）資本としての自己資本は、元来貸付資本（借入資本・負債）とはみられていないことを意味している。また自己資本についてこのように考えるのは、もともとそれは貸借という特定の関係によるものではないからである。今日しばしば説かれているところによれば、自己資本をも貸付資本（借入資本）のごとくみなし、あるいは自己資本と他人資本を同視することが多分に行なわれているが、元来自己資本はけつして貸付資本（借入資本）とみるべきものではないし、またそれと他人資本とのあいだにはたしかに共通するところないし同一性がみられるとはいへ、しかし、もともと両者はけつしてすべて同様のものではない。そして、いまこの両者についていえば、ここではむしろ、貸付資本（借入資本）としての他人資本にたいする自己資本の相違ことにその独自性・特殊性こそさらに考えられなければならないであらう。

元来この自己資本なるものは、——いまここで企業としてとくに問題となる株式会社の場合についてみると——周知のように、一般には大別してまず資本金と剰余金に、また後者はさらに資本剰余金と利益剰余金にわかたれる。しかし、この後者のうちの資本剰余金は、むしろ資本金に類するものである。（この資本剰余金の内容をなす個々の項目については論議のあるところであるが、いま、このような点にはいまいち入らない。）またこの両者は通常抛出資本と

もよばれているごとく、株主（出資者）が彼らを成員とする資本団体たる会社にたいし、資本（元本）として拠出し、出資したものである。したがって、いいかえれば、それはけつして彼らが会社に貸付けたものではない。このことは、現にまた事実についてみれば明らかなることである。（つぎのことは、その有力な一証左をなすものであるといつてよい。）他方利益剰余金（ことにいわゆる内部留保によるもの）は、会社ひいては株主の取得した利益にして右の拠出資本に追加されたものであり、すなわち一種の追加資本にほかならない。あるいはそれは、株士の立場からみれば、一種の強制投資（強制貯蓄）を意味するものとしてみるべきものである。そしてこれも貸付によるものでないことは、これまですでに自明のこととしてよいであらう。

さらに、これらの自己資本は、期間的にみると、一つの全体として、——法的には別とし、経済的・実質的な意味においては——当該各期間における会社（ひいては株主）の所有する元本としての意味をもつものである。それゆえ、これらの当該各期間において、このような元本としての自己資本をこえて剰余がえられるならば、それは、かかる剰余の本来意味するところからいって、当然利益（利潤）として概念されるべきものである。またこの利益（利潤）は、右の自己資本に対する関係からいえば、事理の当然の結果として、それに帰属するものとしてみるべきものといわなければならない。

三　ところで、前述の総資本金子費用説ないし配当費用説に関して問題となるもののうち、便宜上まず配当についていえば、それが一般には、右にいうような剰余としての利益によるものであることは何人にも一見して明白な事実である。それは、いかなる意味においても、費用として考えられる余地のあるものではない。またかかる事実からすれば、配当を資本費とみる考え方は、あきらかに承認しがたいものとしなければならない。それは、じつは

資本家的な考え方を端的に露呈するものとしてさえみられなければならないであろう。

他方、自己資本利子は、——株式会社の場合——事実上配当の一部ないし全部としてそれにふくまれてゐるものであることはすでにふれたところであるが、この配当が右にいうようなものとしてみられるものであるかぎり、自己資本利子の性格もすでにおのずから容易に知られるはずである。しかし、自己資本利子は、さらにそれ自体としてみて、もともと前述のような自己資本に帰属する利益を基礎としてはじめて考えられるもので、けつしてそれ以外のものではない。しかもそれは、一般にはかかる利益の一部として、各個々の企業ひいてその成員たる株主（その他の出資者）の取得するものである。それゆえまた、このような事実からみると、それはあきらかに、われわれのいう企業利益に属するものとしてみるべきものといわなければならない。さらにこのことは、反面からいえば、かかる自己資本利子の費用性のごときものは、これまた当然否定されるべきものであることを意味するものにほかならない。ひいてまたわれわれとしては、このような点に、ひとしく利子とよばれるものであつても、自己資本利子には——あきらかに他人資本利子とは異なる——重要な相違の存在することを知らなければならないであらう。

元来、自己資本利子をも費用とみるのは、総資本利子 \parallel 利子一般を費用（ことに資本費）としてとらえることによるものであるが、じつは利子についてのこのような考え方がこそまず反省を要するものといわなければならない。すでに問題としてきたように、利子は（資本にたいするものであるかぎり）、自己資本利子たると他人資本利子たるとを問わず、いずれも剰余価値・利潤によるものであることを本質とするものである。しかしそれにもかかわらず、私利が個別経済としての企業の利益ならびにそれに関連する費用の問題を考えるにあたり、とくに他人資本利子につ

のみ費用性を認めるべきであるとしたのは、それが貸付資本・他人資本（負債）にたいするものであるという、以上に明らかにしたような特定の事実・根拠によるものにほかならない。これにたいし自己資本利子なるものは、元来自己資本に帰属する利益＝企業利益に属するものとしてみるべきものである以上、かかる企業利益の一部に与えられた一種の名称にすぎないものであり、それゆえまたこのように理解することこそ、じつはその正しい理解の仕方なすものといわなければならぬ。^{(注1)(注2)}

(注1) 自己資本を他人資本（貸付資本・借入資本）と同視する論者たちは、他人資本利子を費用とするかぎり、自己資本利子・配当（配当については少なくとも自己資本利子に該当する部分）も当然同様に費用とすべきであるが、この種の論者たちにおいても、普通にはこの後者のようなことは主張されていない。（その理由についても別に明らかにされていない。）しかし、いづれにせよ、これでは論者たちの場合、あきらかに論理の一貫性を欠くものといわなければならぬであろう。しかし、論者たちがこのように——他人資本利子とは異なり——自己資本利子・配当についてはこれを費用とすべきであるとしていないのは、反面からみると、じつは論者たち自身、自己資本は他人資本（貸付資本・借入資本）とは同視しえないものであることを、みずから表明しているものともみることができようであろう。

(注2) 前述のような私見からすれば、さきごろの、税制調査会（会長中山伊知郎氏）における「当面の税制改正に関する答申」についての審議の過程において現われているような考え方も、あきらかに不当といわなければならぬ。

「税制は、企業の各種の源泉から行なう資金調達に対してできるだけ中立的であることが望ましいので、この点からみれば、借入金（利子）とのバランスからこれに見合う八％を限度とする配当の損金算入の考え方が生まれる。」⁽⁸⁾

ここにここでいわれている「税制は、……中立的であることが望ましい」というのは、いったい、どういうことからなのであるか。論者はこのようなことをうんぬんする前に、配当を損金（費用）とすべきであるというなら、なぜそうなのであるか、このことをまず人々をして十分納得せしめるよう、とくに理論的に明らかにすべきである。単に「中立的であることが望ましい」というようなことでは、あきらかにいわば論理前後顛倒の批判がまぬがれないであろう。

しかしいづれにしても、以上にみるように、他人資本利子のみならず、自己資本利子・配当まで費用とみるべき

であるとする見解は現にしばしば説かれているところである。しかし、このような見解によれば、われわれのいう企業利益の概念は不当に縮小されざるをえない。しかも、自己資本利子・配当は、金額からみても多額を占めるものである。それだけにわれわれとしては、かかる自己資本利子・配当まで費用とみるべきであるとする上述のような見解は、とりわけ批判の対象とすべきものとしなければならぬであらう。

- (1) Scovell, C. H., *Interest as a Cost*, 1924, 卷 II, III (菅原秀人「スコウヴェルの利子原価論」北海道大学・経営研究 卷 昭和三十八年三月「参照」) Soule, R. P., *Trends in the Cost of Capital*, Harvard Business Review, March-Apr. 1953, p. 33ff., Schmidt, F., *Kalkulation und Preispolitik*, 1930, S. 55, SS. 65-66, Derselbe, *Die organische Tageswertbilanz*, 3. Aufl. S. 158 (ただし「有機的」彼は損益計算上において「けきよく他人資本利子のみを費用として計上する」ときとり扱ふ方が「よりよい」) S. 184, Noll, J., *Kosten-Kategorien und Kosten-Gesetz*, 1934, SS. 5-6, Hahneyer, E., *Vom Wesen der Kosten*, 1931, S. 17, 中國寅雄「経費費用論」昭和十一年「五五頁」等。

- (2) この見解は、自己資本利子を「わがむね付加原価とするもの」の「周知の「バク」メンバーメント」をはじめ多くの「著者」にあらうとされてゐるものである。

- (3) Soule, R. P., *ibid.*, p. 33ff., Schmahlenbach, E., *Dynamische Bilanz*, 11. Aufl. 1953, S. 163, 経済企画庁調査課「戦後日本の資本蓄積と企業経営」昭和三十二年「一四八一—五〇頁」(ただし「本書の他の箇所では、配当は通説のごとくやはり利潤の一部であるとする逆の見方をとつてゐる。同書「四六頁」(参照)「渡辺進」再評価と固定資産税「企業会計」昭和五十五年六月「四九頁」なお「たとへば」cf. Kimmel, L. H., *Taxes and Economic Incentives*, 1950, p. 22.

- (4) 証券取引審議会、「増資の促進について」の見見書(答申)「三十六年六月、関経連「利子・配当課税改正に関する意見」昭和三十五年八月、総合政策研究会(会長有沢広己氏)「金融および資本市場対策への提言」昭和三十六年一月(なお「この提言の要点は、企業会計」昭和三十六年三月「に収録されてゐる」)等。

- (5) Soule, R. P., *ibid.*, p. 33ff., Scovell, *ibid.*, Ch. III, Mellerowicz, K., a. a. O. SS. 61-65, 経済企画庁調査課「前掲書」一四八一—五〇頁、田杉鏡「資本蓄積と社内留保の問題」(高瀬庄太郎編「資本蓄積と会社経営」昭和二十八年「所収」)二〇三

一二七頁、等。なお、たよえは、Vgl. Schmalenbach, E., *Kostenrechnung und Preispolitik*, 7. Aufl. S. 370, Schmidt, F., *Die organische Tagesverbilanz*, 3. Aufl. SS. 156-157.

(6) この点に関する私見については、拙稿、*会計学上の資本と利益*(四)、*会計*、昭和三十三年三月、四月、*資本制剰余金諸項目の再吟味*、*企業会計*、昭和三十五年八月、等参照。

(7) このことに関連する利益剰余金の理解の仕方についての私見のより詳細なことは、拙稿、*株式プレミアムと創業利得再論*(四)、*会計*、昭和三十三年六月、参照。

(8) *税制調査会*、*当面の税制改正に関する答申*、付 其の審議の内容と経過の説明、昭和三十六年、一五三頁。

〔付記〕 本稿は、かつて別の機会に草した拙稿「利子と配当の異同性」(産業経理、昭和三十三年五月)をさらに補完・展開したものである。